

○ 財務省告示第九十二号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年三月三日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成二十一年三月二十七日
 財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （十年） 動・物価連債	第五回	一億円	八十四円七十五銭
〃	第六回	一億円	八十四円五十五銭
〃	〃	四十五億円	八十四円五十七銭
〃	第七回	二十億円	八十四円七銭
〃	第八回	五十億円	八十四円六十銭
〃	第九回	六十億円	八十五円四十三銭
〃	〃	三十億円	八十五円六十八銭
〃	第十回	五億円	八十五円三十五銭
〃	第十二回	三十五億円	八十五円二十三銭
〃	第十三回	百億円	八十六円三銭
〃	〃	七十五億円	八十六円二十八銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	第十六回	〃	〃	〃	第十五回	〃	〃	〃	第十四回
九百七十三億 円	三十五億 円	三十九億 円	二十七億 円	二十億 円	六十億 円	三十億 円	一億 円	五十億 円	七十八億 円	五十八億 円	五百五十三億 円
	八十六円 二十七銭	八十六円 十五銭	八十五円 九十五銭	八十六円 六十五銭	八十六円 五十三銭	八十六円 四十二銭	八十六円 四十銭	八十五円 五十銭	八十五円 四十一銭	八十五円 三十一銭	八十五円 二十一銭